

供給条件における重要事項

『ソフトバンクでんき Powered by TEPCO』

重要事項説明書における要点をご説明いたします。

本書は、重要事項説明を正しく受けた上で、理解を促進する為の補足となります。お申込みいただく前には、必ず本書後掲の各重要事項説明書をよくお読みのうえ、内容をご理解ください。



お申込みに際して

- 『ソフトバンクでんき』は、ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます）と東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力」といいます）との業務提携により、当社がお客さまと東京電力との間の電気契約（以下、単に「電気契約」といいます）の契約締結手続き業務等を受託し、東京電力が提供する「スタンダード（S/L/X）」「バリュープラン／バリューS／バリューL」「プレミアムプラン／プレミアムS／プレミアムL」の電力プラン（以下、併せて「対象電力プラン」といいます）のいずれかをお申いただくものです（東京電力が電気を供給します）。
- 契約期間は、プランに応じて異なります。スタンダードプランは電気契約が成立した日からお客さままたは東京電力が契約を解約する日までです。バリュープランまたはプレミアムプランは電気契約が成立した日から料金適用開始の日以降の1年目（契約期間が2年間の場合は2年目）の日までです。
- お客さままたは東京電力から別段の意思表示がない限り、電気契約は契約期間満了日の翌日以降も継続となります。
- 契約乗り換えのお申込みにあたり、次のような事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - 現在の電気契約を解約すると、その料金プランで再度ご加入をできなくなるおそれがあります。
 - 現在の電気契約を解約することにより、現在お客さまがご加入されている電力会社から解約違約金等を請求される可能性があります。
 - 現在の電気契約においてポイント等の特典がある場合は解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - 現在の電気契約において継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合は解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - 現在の電気契約を解約することにより、解約までの期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。



ソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービスについて

- 「ソフトバンクでんきPowered by TEPCO請求サービス」（以下、「SB請求」といいます）は、東京電力とお客さまが締結する電気契約に基づく一切の債務を当社がお客さまに請求し東京電力への直接支払いを不要とするサービスです。
- 電気契約とソフトバンク携帯電話等通信サービスを同時に解約された場合、解約時期によってはソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの契約解除料が発生する場合がございます。
- 理由の如何を問わず、SB請求が終了した場合、SB請求を条件として当社が提供している特典、その他の経済上の利益の提供は直ちに終了します。
- 電気契約について解約・名義変更・対象プラン以外への変更を行った場合、ソフトバンク携帯電話等通信サービスのご利用料金やSB請求における毎月の電気料金等相当額を支払期日までにお支払いいただけない場合、SB請求を受けられなくなります。
- 電気料金をお支払いいただけない場合、SB請求が終了される場合などは、電気契約が解約されることがあります。



おうち割 でんきセットについて（電気契約のみのお客さまは対象外）

- 「おうち割 でんきセット」は、東京電力とお客さまが締結する対象電力プランの電気契約と当社が提供する当社所定のソフトバンク携帯電話／固定通信サービスをセットでご契約いただいた方が、SB請求をご利用の場合に適用される当社のサービス（以下、本項において「本サービス」といいます）です。
- 電気契約のみのお客さまは適用対象外となりますのでご注意ください。
- 対象ソフトバンク携帯電話／固定通信サービスのご利用料金から右表の金額を割引きます。
- 本サービスの適用回線数は、対象電力契約に対して1回線です。
- 割引期間はSB請求をお申込みされた月の翌月以降、初めてSB請求対象のソフトバンク携帯電話／固定通信サービスの料金がお客さまに請求された月から起算して24ヵ月間です。

対象電力プラン	割引額（月額）
スタンダード S/L/X	200 円
バリュープラン／バリューS／バリューL	200 円
プレミアムプラン／プレミアムS／プレミアムL	300 円



請求金額について

- 月々の電気料金、使用電力量、その他、お客さまへのご案内事項は、原則として、東京電力のWebサービスを通じてご案内します。
- お客さまが検針票の発行をご希望の場合、検針票発行手数料：110 円（税込）／月を原則として申し受けます。電気料金と併せて請求します。
- 対象電力プランの解約時期（契約満了日から遡って2ヵ月の期間以外）によっては東京電力が定める下記の期中解約金を申し受けます。
バリュープラン／バリューS／バリューL: 2,500 円（税込）
プレミアムプラン／プレミアムS／プレミアムL: 契約期間が1年の場合 3,000 円（税込）、契約期間が2年の場合 5,000 円（税込）



工事費負担金等相当額の申受け等

- 東京電力は一般送配電事業者等からお客さまへの電気供給に係る工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、事前にお客さまに確認を行い、請求を受けた金額に相当する金額を原則として一般送配電事業者等の工事着手前に申し受けすることができます。



その他

- お客さまが電気契約の内容を変更または更新する場合、東京電力のWebサービス等を通じて変更または更新後の契約内容をお知らせします。
- 各種お手続き、お問い合わせは、東京電力へご連絡ください。

☎ 0120-995-113 受付時間：月曜日～土曜日（日曜日・休祝日・年末年始を除く）9時～17時

供給条件における重要事項

この供給条件における重要事項は、スタンダードプランに適用します。

1.契約の成立、契約期間

- (1) スタンダードプランは、原則としてソフトバンク株式会社の提供する携帯電話等通信サービス契約があるお客さまがご加入いただけます。また、その支払い方法は、原則として、ソフトバンクでんき Powered by TEPCO 請求サービス規約適用契約によります。
- (2) 需給契約は、お客さまからのお申込みを、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、東京電力)または東京電力の委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約が成立した日から、お客さままたは東京電力が契約を解約する日までといたします。ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、原則として、当該指定区域に対し離島等供給が開始される日の前日といいます。
- (4) 契約期間満了に先だってお客さままたは東京電力から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

(5) お申込みにもなる不利益事項

契約先を、他社から東京電力へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- 現在の電気契約を解約すると、その料金プランで再度ご加入することができなくなるおそれがあります。
- 現在の電気契約を解約することにより、現在お客さまがご加入されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- 現在の電気契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- 現在の電気契約において、継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- 現在の電気契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

2.供給電気方式、供給電圧、周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、群馬県の一部においては、標準周波数60ヘルツといたします。

3.契約電流、契約容量、契約電力

- (1) スタンダードS
契約電流はお客さまのお申出によって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じてアンペアブレーカもしくは電流を制限する計量器を設置します。
- (2) スタンダードL
契約容量はあらかじめお客さまにご用意いただく契約主開閉器定格電流をもとに算定いたします。契約容量は6キロボルトアンペア以上といたします。
<契約容量の算定方法>
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。
- (3) スタンダードX
契約電力はご使用いただいた30分ごとの使用電力量により決定します。30分ごとの使用電力量のうち、月間で最も大きい値を2倍した値を最大需要電力といい、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値が契約電力となります。

4.料金表(スタンダードS/L/X)

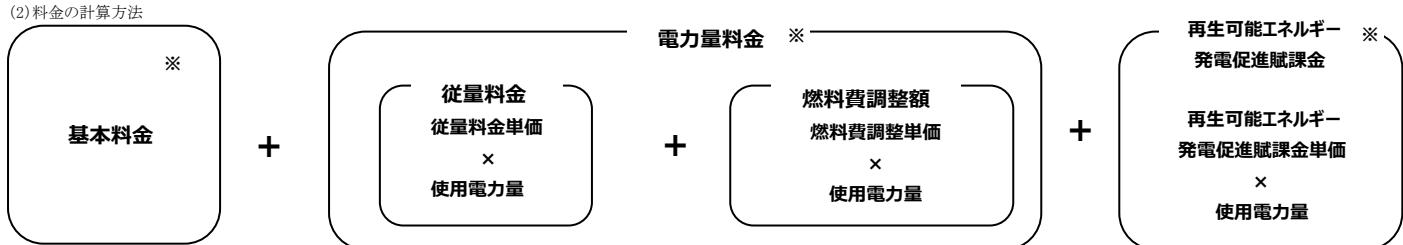
(税込)

基本 料金	スタンダードS	契約電流 10 アンペアにつき (契約電流 15 アンペアの場合)	311 円 75 銭 (467 円 63 銭)
	スタンダードL	契約容量 1kVA につき	311 円 75 銭
	スタンダードX	契約電力 1kW につき	621 円 06 銭
電力量 料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき		29 円 80 銭
	120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき		36 円 40 銭
	300kWh をこえる 1kWh につき		40 円 49 銭
最低月額料金			328 円 08 銭

5.請求金額の計算方法等

- (1)請求金額等のご案内
月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、東京電力よりWebサービスを通じてご案内いたします。

(2)料金の計算方法



※円未満切り捨て

- ・契約電流、契約容量または契約電力の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて決まる電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算し算定いたします。
・電力量料金には、燃料費調整額が含まれます。燃料費調整額は各月の燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定します。なお、燃料費調整額はマイナスとなる場合もあります。
・燃料費調整単価は次の算式により算定し、火力燃料(原油・LNG・石炭)の価格変動に応じて毎月自動的に変動いたします。この変動に上限はありません。燃料費調整単価=(平均燃料価格※-基準燃料価格)×基準燃料単価÷1,000

※ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 、なお、A・B・Cは、各平均燃料価格算定期間における、(A) 平均原油価格(kl)、(B)

燃料費調整諸元	単位	
基準燃料価格	1kl	86,100 円
換算係数	α (原油)	—
	β (LNG)	—
	γ (石炭)	—
基準単価(税込)	低圧(従量制)	1kWh
		18.3 銭

毎月分の燃料費調整単価は東京電力のホームページ(<https://www.tepco.co.jp/ep/private/fuelcost2/index-j.html>)でお知らせいたします。

- ・まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
・支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、東京電力は支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けことがあります。
・料金の算定期間は、原則として、前月の計量日または検針日から、当月の計量日または検針日の前日までの期間といたします。なお、計量日とは記録型計量器(スマートメーター)に最大需要電力および使用電力量等が記録される日で、地区番号を基準に毎月一定の日(お客さまによって異なります。)となります。ただし、お客さまが電気の使用を開始(または解約)した場合や、契約内容の変更等により料金に変更があった場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

場合

※なお、当サービスの適用開始後であっても、当社基準により適用外であることが判明した場合、当該回線への割引適用を取り消しいたします。

- ・本サービスの内容は、当社により変更される場合があります。最新の内容は、当社ホームページ(<https://www.softbank.jp/energy/terms/closed/>)にも掲載いたしますので、ご確認ください。

電気契約の媒介事業における個人情報の取り扱い

1. 個人情報の利用目的

当社は、電気契約の媒介またはこれに付随する事業(以下、総称して「本件事業」といいます)に関し、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

(1) 個人情報の利用目的

- ① 本件事業の拡販活動およびイベント等の案内、申込受付、契約の締結・履行ならびに提供可否判断および提供
- ② お客様からのお問い合わせへの対応
- ③ 小売電気事業者との電気契約および本件事業の利用に関する手続きのご案内ならびに情報の提供等のお客さまサポート
- ④ 小売電気事業者との電気契約および本件事業に関する料金計算および料金請求、ならびに当社の他事業における利用料金との合算請求等
- ⑤ 本件事業に伴う事故および不正利用の防止
- ⑥ マーケティング調査および分析
- ⑦ 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
- ⑧ 当社および他社の商品、サービスならびにキャンペーンのご案内等
- ⑨ 本件事業に関する電気工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、設備機器の搬送、設備の不具合修正およびソフトウェア更新を含む障害への対応等
- ⑩ 託送供給(「継続供給」および「振替供給」の総称)に関する案内および契約締結または媒介等
- ⑪ 託送供給契約または発電量調整供給契約の締結もしくは媒介、変更または解約
- ⑫ 小売供給契約または電気受給契約の廃止取次
- ⑬ 供給(受電)地点に関する情報の確認
- ⑭ 電力量の検針、設備の保守、点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行
- ⑮ その他、本件事業およびそれに付随するサービスの提供に必要な業務

なお、上記以外の目的でその個人情報をを利用する場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

(2) 本件事業で利用する個人情報

- 当社は以下の個人情報を、上記(1)に記載した「個人情報の利用目的」のために取得し利用します。
- ① 電気契約申込者の個人情報:氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、電話番号、電子メールアドレス、電気契約の契約番号、契約期間、金融機関の口座情報、その他電気契約を締結するための情報および各種サービスを提供するために必要な情報
 - ② 供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法その他本件事業および各種サービスを提供するために必要な情報

2. 個人情報の共同利用

当社は、利用目的に沿って個人情報を以下の内容で共同利用する場合があります。

(1) 当社と共同利用する者

- ① 当社のグループ会社
- ② SEパワー株式会社
- ③ 東京電力エナジーパートナー株式会社

(2) 共同利用の目的

上記1. (1)個人情報の利用目的に同じ。

(3) 共同利用する個人情報

上記1. (2)本件事業で利用する個人情報に同じ。

(4) 個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称

当社

3. 第三者提供

当社は、個人情報保護法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、以下のとおり当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) 当社は、第三者機関が実施する電力事業に関する申請を目的として、係る作業に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号等)を、関係各省庁、自治体、協会等に提供する場合があります。
- (2) 当社は、売電または売電に関わる業務を実施するために必要な個人情報(氏名、住所等)を、電力会社等に提供する場合があります。
- (3) 当社は、対人対物賠償保険等を締結、維持することを目的として必要な個人情報(氏名、住所、建物に関する情報等)を保険会社に提供する場合があります。
- (4) 当社は、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録・提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お客様の識別および提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。

4. 個人情報の開示、訂正等および利用停止等について

- (1) 当社がお客様より取得した個人情報の利用目的の通知または開示もしくは訂正等をご本人から求められた場合につきましては、書面にて回答します(ただし、ご本人の同意を得られた場合は、当該方法で回答します)。なお、利用目的の通知、または開示を行う際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。
- (2) 個人情報の開示、訂正等および利用停止等の請求の手順
<https://www.softbank.jp/corp/privacy/telecom/procedure/>当社がお客様より取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお客様ご本人からのお問い合わせ、およびその個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は下記の連絡先までお願いします。
 - ・ 個人情報お問い合わせ窓口
受付電話番号 0088-210-051
受付時間 午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝日を除く)

5. その他

東電 EP から当社に開示を受けた個人情報は、開示の目的においてのみ利用します。

ます。

・配信停止をご希望の場合は、お送りするメールより手続きをお願いいたします。

各種お手続き・お問い合わせ

- ・契約内容の変更・解約、お問い合わせは、以下の手順を参考してお問い合わせ先までご連絡ください。
お手続き・お問い合わせ先
ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター
電話番号:0800-170-3710
営業時間:全日 午前9時～午後8時

以上

2025年1月
ソフトバンク株式会社(媒介事業者)

用語説明

本書面にて使用する用語の詳細につきましては以下をご確認下さい。

低圧	標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。固定価格買取制度において、電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した賦課金によってまかうこととしており、電気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることとなっております。
契約主開閉器	契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
契約電力	契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
契約電流	契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といします。
契約容量	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
託送供給約款	電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給約款（変更があった場合には、変更後のもの）をいいます。
離島供給約款	電気事業法第21条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款（変更があった場合には、変更後のもの）をいいます。
小売電気事業者	電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
一般送配電事業者	電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
配電事業者	電気事業法第2条第1項第11号の3に定める配電事業者をいいます。
需要場所	東京電力が電気を供給するお客さまの需要地点をいいます。
需要地点	電気の需給が行われている地点をいいます。
最大需要電力	お客さまが使用した30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が設置した計量器によって計量される値をいいます。
計量器	一般送配電事業者が需要場所へ設置する電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計及びその他の計量に必要な付属装置及び区分装置をいいます。
供給設備	お客さまへの電気の供給に供される東京電力又は一般送配電事業者が保有及び管理する計量器、電線路、引込線、接続装置、電力監視システムその他の電気供給設備をいいます。
引込線	電気を供給するための引込線をいいます。